

令和7年2月28日

河合町議会 議長 疋田 俊文 殿
河合町長 森川 喜之 殿
河合町代表監査委員 宮塚 治好 殿

河合町個別外部監査人 弁護士 前川 典彦
同上補助者 弁護士 高林 昇
同上補助者 弁護士 大寺 健太

個別外部監査結果報告書

当職らは、地方自治法252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項である「団体に対する補助金の支出」について、同法252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づき実施した個別外部監査（以下「本件監査」という。）の結果を報告する。

第1 本件監査の概要

1 監査業務の期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

2 監査従事者

個別外部監査人 弁護士 前川 典彦 川崎法律事務所
同上補助者 弁護士 高林 昇 高林法律事務所
同上補助者 弁護士 大寺 健太 川崎法律事務所

なお、個別外部監査人及び同補助者らは、いずれも河合町と利害関係がない。

3 監査業務の実施場所

河合町役場並びに個別外部監査人及び補助者の各事務所

4 監査の対象

(1) 対象事項

地方自治法252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項は、「団体に対する補助金の支出」である。

ただし、本件監査では、名称が「補助金」であるものに限らず、「負担金」や「交付金」という名称で団体に交付されている金銭の支出も含めて監査することとした（以下、これらをまとめて「補助金等」又は単に「補助金」ということがある。「団

体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」(昭和61年河合町規則第18号)第2条1項参照。)

なお、監査対象はあくまでも「団体に対する補助金」であることから、個人に対する補助金は本件監査の対象としていない。

(2) 対象期間

河合町において令和2年度に補助金の見直しがなされたことや、補助金の交付を受ける団体は年々変化していることなどを踏まえ、本件監査では、主に令和3年度から5年度までの補助金交付の実績を監査の対象とし、必要に応じて令和6年度の予算についても言及した。

ただし、令和5年度以前に廃止された補助金については、本件監査の対象からは除外した。

(3) 上記(1)及び(2)に基づいて本件監査において監査の対象としたのは、次の31の補助金、負担金及び交付金である。

通番	補助金名	補助金交付先 団体名	担当課
1	「河合ふるさとの日」実行委員会活動補助金	「河合ふるさとの日」実行委員会	観光振興課
2	河合町交通安全対策協議会活動補助金	河合町交通安全対策協議会	政策調整課
3	河合町社会福祉協議会運営補助金	社会福祉法人河合町社会福祉協議会	福祉政策課
4	河合町シルバー人材センター運営補助金	公益社団法人河合町シルバー人材センター	福祉政策課
5	河合町緑化推進委員会活動補助金	河合町緑化推進委員会	都市計画課
6	河合町人権教育推進協議会活動補助金	河合町人権教育推進協議会	生涯学習課
7	河合町観光ボランティアガイドの会活動補助金	河合町観光ボランティアガイドの会	観光振興課
8	自治振興費交付金	河合町総代・自治会長会	政策調整課
9	総代・自治会長会活動費交付金	河合町総代・自治会長会	政策調整課

10	「大字・自治会活動支援」補助金	河合町各大字・自治会	政策調整課
11	河合町防犯カメラ設置事業補助金	河合町各大字・自治会	政策調整課
12	河合町消防団地域活動補助金	河合町消防団	政策調整課
13	人権擁護活動事業補助金	河合町人権擁護委員	住民福祉課
14	河合町更生保護女性会補助金	河合町更生保護女性会	福祉政策課
15	民生委員活動費負担金・児童委員活動費負担金・民生委員協議会活動推進費負担金	河合町民生児童委員協議会	福祉政策課
16	河合町身体障害者協会活動補助金	河合町身体障害者協会	福祉政策課
17	河合町歯科医師会活動補助金	河合町歯科医師会	子育て健康課
18	食品衛生協会活動補助金	河合町食品衛生協会	環境対策課
19	河合町小規模支援事業費補助金	河合町商工会	観光振興課
20	ふるさと河童合唱団活動補助金	河合町ふるさと河童合唱団	教育総務課
21	河合町人権教育研究会活動補助金	河合町人権教育研究会	生涯学習課
22	河合町砂かけ祭保存会活動補助金	河合町砂かけ祭保存会	観光振興課
23	河合町子ども会連合会活動補助金	河合町子ども会連合会	生涯学習課
24	河合町PTA連合会活動補助金	河合町PTA連合会	生涯学習課
25	「かわい通学合宿」事業補助金	通学合宿実行委員会	生涯学習課
26	河合町老人クラブ活動補助金	河合町老人クラブ連合会	福祉政策課

27	河合町遺族会活動補助金	河合町遺族会	福祉政策課
28	河合町文化協会活動補助金	河合町文化協会	生涯学習課
29	河合町婦人会活動補助金	河合町婦人会	生涯学習課
30	河合町郷土を学ぶ会活動補助金	河合町郷土を学ぶ会	生涯学習課
31	河合町スポーツ協会運営補助金	河合町スポーツ協会	生涯学習課

5 監査の実施方法

河合町における各補助金の担当課（観光振興課、政策調整課、福祉政策課、都市計画課、生涯学習課、住民福祉課、子育て健康課、環境対策課、教育総務課）の担当職員からヒアリングを実施し、各補助金について、交付要綱、補助金交付申請書及び添付書類、補助金交付決定書、実績報告書、「団体補助金等調査シート」、その他関係資料の提供を受けて閲覧した上、個別外部監査人及び同補助者において分析・検討を行った。

第2 河合町における補助金の概要

1 補助金をめぐる諸制度

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めている。

(2) 団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和61年河合町規則第18号）

河合町では、「団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」が定められている（以下、「河合町補助金規則」という。）。

河合町補助金規則は、河合町における各種団体に対する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするものである（同規則第1条）。

たとえば、河合町補助金規則には次のような条項がある。

（補助対象団体）

第3条 補助金等の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の行政に協力し、これを推進する団体又は町の行政を補完する事業を行う団体

- (2) 町民の福利に密着し、かつ、公益的性格の強い事業を行う団体
 - (3) 町の産業及び教育文化並びに体育の振興のため特に必要な研修又は事業を行う団体
- 2 前項各号の一に該当する団体であっても次の場合は、交付の対象としない。
- (1) 補助効果の認められないもの
 - (2) 補助の額が零細なもの
 - (3) 団体自体の収入で賄うべきものと認められるもの
 - (4) 事業活動が不活発であり、単に運営費を補助するにすぎないと認められるもの
 - (5) 事業が類似する団体であって統合が必要と認められるもの

(関係者の債務)

第4条 町長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が町民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

- 2 補助金等の交付を受けた団体は、補助金等が町民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

以上のほかに、河合町補助金規則には、補助金の交付申請及び交付決定の手続、補助金の決定の取消し及び返還などについて定められている。

(3) 各補助金の交付要綱

本件監査の対象である31の補助金については、一つ一つの補助金ごとに交付要綱が定められている。

ただし、各交付要綱の体裁や記載事項などについては必ずしも統一されておらず補助金ごとに区々である（後述）。

2 補助金支出の実績

本件監査の対象となっている31の補助金に関する支出実績は、年度ごとの総額で見ると以下のとおりである。

令和3年度 4516万4834円

令和4年度 5023万3638円

令和5年度 5188万0554円

これらの内訳となる一つひとつの補助金の交付金額については、後述の各論において述べる。

第3 監査の視点

団体に対する補助金について、以下の点に着目して監査を実施した。

1 公益上の必要性

前記のとおり、地方自治法上、町が補助金を支出できるのは「公益上必要がある場合」に限られており、補助金に関する適法性監査の視点としてはこの点が最も重要である。

そこで、本件監査においては、31の全ての補助金について、公益上の必要性が認められるか否かを検討し、その結果を意見欄に記載することとした。

2 河合町補助金規則・交付要綱との適合性

各補助金の実情が、河合町補助金規則や各補助金の交付要綱に適合しているかを監査した。

3 有効性

補助目的に合った効果が認められるかを監査した（河合町補助金規則3条2項1号）。

4 公平性

補助効果が特定の団体・地域等に偏ることなく広く町民一般に及んでいるかを監査した。

5 妥当性

団体の事業活動が不活発であり補助金が単に団体存続のための運営費を補助するという結果になっていないか（河合町補助金規則3条2項4号）、補助金の使途が交付の目的に沿っているか（とりわけ補助金が団体構成員の飲食等に充てられていないか）、補助金額に比して団体に多額の繰越金・剰余金がないか、などを監査した。

以上のとおり、監査の観点は多岐にわたるが、後記の各論においては、補助金の一つ一つについて上記の各視点の全てについて言及することは非効率であることから、公益上の必要性のほかは、特に問題が認められる点についてのみ言及することとした。

第4 監査の結果および意見（総論）

(1) 交付要綱について

本件監査の対象とした補助金のうち、奈良県から河合町に交付された金員の全額をそのまま町から対象団体に交付するもの（後記各論の15）を除き、全ての補助金に町の交付要綱が設けられていた。

ただし、補助金によって交付要綱の定め方には大きな差があり、補助の目的や補助対象事業、補助対象経費等が具体的に定められているものがある一方、事業費補助（活動補助金）としながらも補助対象の事業として当該団体の事業の全てが網羅的に挙げられていて補助対象事業を具体的に特定する機能が認められないものや、交

付要綱の記載がごく概括的で曖昧なものにとどまり、具体的な補助対象を読み取ることができないものも少なくなかった。

(ちなみに、交付要綱の中には、「補助事業」の「目的」の記載として、補助金を交付する町側の目的を記載している交付要綱と、補助金の交付を受ける団体側の事業目的をそのまま記載している交付要綱とが混在しており、記載内容にも混乱が見られる。)

そして、交付要綱における補助対象事業の記載としては当該団体の事業の全てを網羅的に挙げていても、補助金の実際の運用としては当該団体の事業のうちごく一部の特定の事業のみを補助対象とするという扱いが定着している例も多かった。

このように交付要綱において、補助対象につき実際の運用に比して過度に網羅的な記載となっている場合又は概括的で曖昧な記載しかない場合、補助金交付に関する公益上の必要性の有無の判断や補助対象の特定、補助金の積算等に関する判断の安定性が損なわれ、恣意的な判断が介入する恐れが高まるため、いずれの交付要綱においても、特に補助対象事業や補助対象経費、補助金の算定方法はできる限り具体的かつ明確に規定することが望ましい。

他方で、既に交付要綱に詳細な規定が置かれている補助金の例についてみると、補助金の交付手続等に関する交付要綱の記載が河合町補助金規則と重複するという点で逆に過剰な記載も見受けられた。

この点については、通則的規定としてどこまでを河合町補助金規則で定め、それを前提として交付要綱では何を定めるのかについて、統一的な整理が必要であると思われる。

(2) 補助金交付申請書の様式について

河合町における補助金の交付申請書について、河合町補助金規則には様式の定めがなく、また多くの交付要綱にも様式の定めはなく、ごく一部の交付要綱に様式が定められているにとどまる。

そのため、補助金によっては、申請書の様式を各申請者がそれぞれ独自に作成しており、様式が申請者によって区々となっている例が見受けられた。

これに対し、補助金の申請書の様式が予め一定の形式に定められていれば、申請において報告すべき事項を明確にするという意味で申請者にとってむしろ便宜であるほか、補助金の審査をする町側においても申請書が定型である方が審査すべき情報が網羅された交付申請書に基づいて審査ができ、確認事項の漏れ等の減少が期待できるという利点があると考えられる。

そこで、補助金の申請書の様式については、河合町補助金規則に統一的な様式を定めるか、あるいは少なくとも各補助金の内容に応じて各交付要綱で様式を定めるべ

きである。

(3) 事務局・会計担当者について

補助金の交付を受けている団体の事務局や会計の仕事を、河合町職員が担っているケースがある。

理論的には、これらは団体に対する人件費の補助となる可能性があるし、当該団体の事務が町職員としての勤務時間中に行われているとすれば、職務専念義務（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条）に抵触するおそれもある。

さらに、補助金の交付を申請する者と審査をする者が同一となり、十分なチェックが行われなくなるという弊害も考えられる。

補助金の交付を受ける団体の公的な性格や状況によっては、その事務局や会計の仕事を町職員が担う必要性を一概に否定できない場面もあろうが、それがどうしても必要な場合は条例で定めた上（地方公務員法35条参照）、少なくともそのような運用については上記のような問題点があることについて意識した上で、弊害が生じないように注意して運用されるべきである。

(4) 補助金の定期的な見直しの制度化について

各補助金の予算を見ると、前年度と同額に設定され、決算でも毎年同じ金額の補助金の交付が続いている例が少ない。

そのこと自体から直ちに当該補助金の交付が不当といえるわけではないが、補助金の必要性の有無ないし妥当な補助金の額は、本来、社会の変化とともに変化しうるもののはずである。

そこで、例えば補助金の存続期間をひとまず何年間と定め、その年数が経過する毎に当該補助金につき公益上の必要性の有無の確認を含めた抜本的な見直しを行う機会を設けるなど、漫然と同額の補助金の交付を継続することのないよう、定期的な見直しの仕組みを設けることも検討すべきと考える。

(5) 余剰金が発生した団体からの補助金の返金について

補助金の交付先団体において余剰金が生じた場合、余剰金が少額の場合を除き原則として補助金（の全部または一部）は町に返還されるべきであるが、これが必ずしも徹底されていない。今後は、町において、補助金交付先団体の余剰金についてより一層確実に把握し、対応して頂きたい。

また、現在、余剰金が発生した団体において補助金が町に返還されている場合でも、返還額の算定方法について若干の問題がある。

すなわち、実際に補助金が返還されている例を見ると、大きく分けて2種類の算定

方法が見られる。

一つは、各団体の経費に対しては補助金よりも先に自主財源を充てるという前提に立ち、余剰金が生じた場合には優先的に補助金の返済に充てるという算定方法であり、もう一つは、団体の経費については自主財源と補助金とを同列にその支払に充てるという前提に立ち、余剰金が発生した場合には自主財源と補助金の金額割合に応じて按分し、その按分された額だけを返還するという算定方法である。

思うに、補助金はあくまでも補助にとどまるのであって、各団体の支出は可能な限り自主財源で賄われるべきであるから、余剰金が生じた場合は、原則として補助金の返還に優先的に充てられるべきであり、町としては、団体から余剰金の返還を受ける際にはその算定方法についても意識的に確認すべきである。

(6) 暴力団排除条項について

河合町補助金規則は昭和61年に制定されて以来38年余が経過しているが、前記の同規則3条及び4条を含め、その内容は現在でも概ね有意義なものであると考えられる。

ただ、社会の変化とともに改定すべき点もあり、たとえば、河合町補助金規則にはいわゆる暴力団排除条項を定めるべきである。

河合町補助金規則が制定されたのは昭和61年であるから当時の規則の内容としてはやむを得ないところがあるが、河合町においても平成23年には河合町暴力団排除条例（平成23年河合町条例第21号）が定められたのであるから、同条例4条1項に基づき、河合町補助金規則にも暴力団や暴力団員等に対しては補助金を交付しないこととする、いわゆる暴力団排除条項を設けるべきである。

第5 監査の結果および意見（各論）

1 「河合ふるさとの日」実行委員会補助金

(1) 概要

ア 所管課 観光振興課

イ 要綱 「河合ふるさとの日」実行委員会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 「河合ふるさとの日」実行委員会

エ 補助対象事業の目的

河合町外へ移住した方々に河合町へ戻って住んでもらうため、これらの方々が帰省する時期に「ふるさと河合」を想ってもらい、河合町への移住・定住の意思決定の契機となるべく、「河合ふるさとの日」を官民連携によるふるさと回帰イベントとして成熟させること

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 「河合ふるさとの日」を「民主導」のイベントとして企画する事業
- (イ) 「河合ふるさとの日」のイベントを活性化し、広く啓発等を図る事業
- (ウ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 補助対象経費（交付要綱の記載を引用）

謝礼、交通費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料、借上料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金その他上記団体の運営及び活動に要する経費で町長が必要と認めた経費。

ただし、交際費（慶弔費を含む。）、酒類等の食料費、その他団体の活動及び運営に要する経費として不相当と認める経費並びに他の補助金の対象となる経費については除く。

（以下、31の補助金のうち、交付要綱に「補助対象経費」としてこれと同様の記載がある補助金については、「補助対象経費」の記載を省略する。）

キ 決算（単位 千円、%）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主財 源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	1,338	1,338	940		398	70.3	0	0.0
R 4	782	782	729		54	93.2	0	0.0
R 5	2,303	2,303	2,223		80	96.5	0	0.0

※ 令和4年度の歳出が少ないのは、年2回のイベントのうち1回が台風により中止となったためである。

※ 令和6年度からはイベントの回数を年2回から1回に変更し、それに応じて予算も減少することとなった。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

祭（イベント）の実施により元住民の「ふるさと回帰」を通じた地域振興や人口増加につながる効果を期待することには一定の公益性・合理性はあるから、当該補助金の交付について公益上の必要性は認められる。

イ 食料費の支出について

当該団体の領収証の中には、当該団体の構成員の食料費の支出に関するものがあった。

いかに公益性のあるイベント運営中の食事であったとしても、補助金交付先団体の構成員の食料費に補助金を充てることは公益性・妥当性を欠くと考えられるので、かかる運用は見直すべきである。

2 河合町交通安全対策協議会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 政策調整課

イ 要綱 河合町交通安全対策協議会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町交通安全対策協議会 (以下、本項において「本件協議会」という。)

エ 交付の目的

河合町内の交通事故削減と交通事情の改善向上を図るとともに、順法精神の普及高揚に努め、交通安全を徹底させ、事故防止に万全を期するために、本件協議会に対して補助金を交付することにより、本件協議会の円滑な運営と交通安全の啓発を行うことを目的とする。

オ 補助対象事業の内容

(ア) 交通の安全及び円滑に関する事業

(イ) 正しい交通啓発運動に関する事業

(ウ) 交通安全施策及び道路環境に関する事業

(エ) 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業

カ 補助対象経費

交付要綱では、「年度内における補助対象事業にかかる経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）」と広く定められている。

実際の運用においては、交通安全に関する啓発用の物品購入費、看板設置費用、及び立哨活動の保険代を対象として補助金が交付されている。

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	328	328	328			100.0	0	0.0
R 4	331	331	331			100.0	0	0.0
R 5	327	327	327			100.0	0	0.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

河合町内の交通安全を図る事業のために交通安全に関する啓発用物品の購入費用、看板の設置費用、並びに立哨活動の保険代等に関する補助金を支出することについては、公益上の必要性が認められる。

イ その他

特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

3 河合町社会福祉協議会運営補助金

(1) 概要

- ア 所管課 福祉政策課
- イ 要綱 河合町社会福祉協議会運営補助金交付要綱
- ウ 交付先 社会福祉法人河合町社会福祉協議会（以下、本項において「本件協議会」という。）

エ 交付の目的

民間組織としての自主性と、広く町民や社会福祉団体関係者に支えられた公共性を持つ社会福祉協議会に対し、運営費及び事業費に要する経費の一部を補助し、もって社会福祉事業の能率的運用と地域福祉の増進を図ること

オ 補助対象経費

交付要綱上は、補助対象の事業を限定せず、本件協議会の行う事業に要する経費（ただし、収益事業に要する経費は除く）、と広く定義されている（いわゆる運営費補助）。

実際の運用においては、補助金の使途の多くを法人運営費（職員の人件費び事務費）が占めているほか、一部が福祉有償運送事業等に充てられている。

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主財 源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	75,090	21,723	21,723		53,367	100.0	0	0.0
R 4	73,594	24,781	24,781		48,813	100.0	0	0.0
R 5	83,095	23,567	23,567		59,528	100.0	0	0.0

※ 令和5年度の町補助金の使途の内訳

法人運営費	20,893,581 円
地域福祉推進事業	409,000 円
福祉有償運送事業	2,265,000 円

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

本件協議会への補助金は、河合町における団体に対する補助金の総額の概ね半分を占める、河合町最大の補助金である。

市町村社会福祉協議会は、市町村の区域内において社会福祉を目的とする事業等を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする、法律で設置が定められた社会福祉法人である（社会福祉法109条1項）。

本件協議会の実施する事業は地域住民の権利擁護、相談事業、居場所づくりなど、町の福祉施策を補完するものであり、極めて高い公益性を有する一方、基本的に非営利の事業であるため、共同募金など他の財源のみでその経費の全てを賄うことは困難であり、したがって、事業費の補助のみならず人件費を中心とした運営費も補助することには公益上の必要性があると言える。

イ 補助金支出に関する条例の必要性について

社会福祉法58条は、「地方公共団体は、必要があると認めるときは、…当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出（する）…ことができる」と定めている。

しかし、河合町では、社会福祉法人への補助金の支出手続に関する条例がない。

本件協議会も社会福祉法人である以上、町が本件協議会へ補助金を交付するためには、その手続について条例を定めることが望ましい。

ウ 事務所使用料の免除について

本件協議会の事務所は、河合町が所有する河合町総合福祉会館内にあり、当該事務所は「河合町総合福祉会館設置条例」（平成12年河合町条例第21号）、及び「河合町総合福祉会館の管理及び運営規則」（平成14年河合町規則第24号）に基づく使用許可に基づいて使用されている。

通常、同会館の使用には使用料が発生するところであるが、本件協議会が使用する場合については、使用料の免除について定めた上記規則第10条の1項2号に、本件協議会の名を挙げて使用料の免除が定められている。

かかる使用料の免除も広い意味では町から同協議会への補助ともいえるが、法的には上記のとおり条例・規則の根拠に基づく手続を経て免除されている以上違法性はないし、実質的にも、上記のような同協議会の事業の公益性に鑑みれば、使用料を免除することは必ずしも不当とは言えない。

4 公益社団法人河合町シルバー人材センター運営補助金

(1) 概要

ア 所管課 福祉政策課

イ 要綱 社団法人河合町シルバー人材センター運営補助金交付要綱

ウ 交付先 公益社団法人河合町シルバー人材センター（以下本項において「本件センター」という。）

エ 補助対象事業の目的

高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資すること（高齢者等の雇用の

安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条1項）

オ 補助対象経費

交付要綱上は、補助対象の事業を限定せず、本件センターの運営に要する経費、と広く定義されている（いわゆる運営費補助）。

実際の運用では、本件センターの職員の人件費に対する補助として町から560万円が交付され、国からも同額の560万円（高年齢者就業機会確保事業補助金、雇用開発支援事業費等補助金）が交付されている。

カ 決算（単位 千円、%）

	歳出A	補助対象経費B	町補助金C	国・県支出金	自主財源	補助率C/B	剰余金D	D / C
R 3	69,931	69,931	5,600	5,600	58,731	8.0	0	0.0
R 4	73,512	73,512	5,600	5,600	62,312	7.6	0	0.0
R 5	72,584	72,584	5,600	5,600	61,384	7.7	0	0.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

シルバー人材センターは、前記のとおり、高年齢者の福祉の増進に資する目的で設立された、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に根拠を有する団体であり、その事業には公益性が認められる。

本件センターは、高齢者の就業によって提供される受託事業の収入といった自主財源はあるものの、公益社団法人であって営利を目的とする団体ではなく、団体の自主財源のみでその経費の全てを賄うことは困難な状況にあり、したがって、町が人件費を中心とした運営費を補助することには公益上の必要性があると言える。

イ 要綱の整備について

上記補助金に関する要綱は平成13年4月1日に施行されたものであるが、条文がわずか2条のみの極めて簡単な内容となっている。

しかし、これでは補助対象経費、補助金額の積算根拠などがあまりにも曖昧であることから、より具体的な内容を伴った要綱を整備することが望ましい。

（なお、交付要綱では本件センターの名称の冒頭部分が平成13年の制定時のまま「社団法人」となっているが、現在、同団体は公益社団法人となっていることから、その点も要綱の改正が必要である。）

5 河合町緑化推進委員会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 都市計画課

イ 要綱 河合町緑化推進委員会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町緑化推進委員会

エ 補助対象事業の目的

緑化思想の啓発と高揚を図るとともに、町の緑化を推進し「緑豊かなまちづくり」に資すること

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 緑化思想の啓蒙及び啓発
- (イ) 環境美化の推進
- (ウ) 緑化推進団体の育成
- (エ) 緑の羽根募金
- (オ) その他、目的達成のために必要とする事業

カ 補助対象経費

交付要綱上は前記1の補助金と同様に補助対象経費について極めて広範囲の定めが置かれている。

実際の運用では、緑化作品コンクール事業（町内小中学生を対象に緑化運動に関するポスターを募集）の費用や、地区緑化推進事業（緑化ボランティア団体に活動費を交付して町内の緑化を推進してもらう）が対象とされている。

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D/C
R 3	1,124	332	133	126	865	40.1	512	385.0
R 4	1,206	335	133	150	923	39.7	516	388.0
R 5	1,207	332	133	149	927	40.1	546	410.5

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成23年法律第88号）の第4条は、「国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。」と定めており、また、都道府県の緑化推進委員会（協会）は同法の規定に基づいて設置されている。

市町村の緑化推進委員会については同法に明文の規定はないが、都道府県の緑化推進委員会（協会）と同様、上記のような地方公共団体の責務に基づいて設置されているものと考えられ、その活動には公益的意義が認められる。

河合町緑化推進委員会では、「緑の募金」による収入といった自主財源はあるも

の、それだけでは経費の全てを賄うことは困難な現状があり、上記のような法に定められた地方公共団体としての町の責務を考えれば、上記委員会の活動費の一部を町が補助することには公益上の必要性があると言える。

イ 繰越金について

同団体では、毎年、50万円余の繰越金が存在しており、このことと、町から補助金として毎年13万円余を交付していることとの関係が問題となる。

しかしながら、同団体では、毎年、年度の早期に町内の緑化ボランティア団体への活動費を交付するスケジュールとなっているため、それに備える形で年度末に一定の繰越金を残しているにすぎず、現に繰越金が年を追って急激に増加するような傾向は見られないことから、年度末時点で一定の繰越金が存在することを補助金との関係で特段問題視する必要はないと思われる。

6 河合町人権教育推進協議会活動補助金

(1) 概要

- ア 所管課 生涯学習課
- イ 要綱 河合町人権教育推進協議会活動補助金交付要綱
- ウ 交付先 河合町人権教育推進協議会
- エ 補助対象事業の目的

人権尊重の地域社会づくりとあらゆる差別の撤廃に向けて、人権教育としての取り組みを推進し、人権意識を地域に広め定着させる。

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 人権教育に関する研修会等の開催及び参加
- (イ) 人権教育に関する学習資料の収集と作成
- (ウ) 人権教育の各種調査研究
- (エ) 関係諸団体との連携事業
- (オ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	526	526	526			100.0	0	0.0
R 4	1,187	1,187	1,187			100.0	0	0.0
R 5	613	613	613			100.0	0	0.0

※ 令和4年度の歳出及び補助金が他の年度に比べて多額になっているのは、全国大会が奈良県で開催されたため参加者が増加したことによるものである。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

人権教育の推進を図り、人権尊重及び差別撤廃について広く啓発することを目的とする補助金であり、公益上の必要性は認められる。

イ 効果測定について

人権教育の推進の成果を定量的に測定することが困難であることは確かであるが、少額とは言えない額の補助金が交付されている以上、交付先において何らかの形で補助効果の確認を試みること及びその結果の町との共有は必要である。

7 河合町観光ボランティアガイドの会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 観光振興課

イ 要綱 河合町観光ボランティアガイドの会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町観光ボランティアガイドの会

エ 補助対象事業の目的

河合町を観光しようとする団体・個人に対し、その要望に応え適切な案内・説明をおこなうこと。

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 河合町（一部隣接他町を含む）内の遺跡、文化財について必要なガイドの実施
- (イ) ガイドに必要な知識を得るため、研修会・現地学習を継続的に実施
- (ウ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主財 源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	97	67	76		21	100.0	31	46.3
R 4	109	109	76		33	69.7	39	51.3
R 5	128	112	76		52	67.9	15	19.7

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

当該団体の活動として、町内の児童や河合町を訪れた観光客に対するガイドが行われており、これらは、町内の児童の地元に対する理解を深めたり、河合町を訪れる観光客の増加を図ったりする上で有益と考えられるから、補助金の交付について公益上の必要性は認められる。

イ 補助対象経費について

決算書によると、イベントの際の食料費が支出されているが、当該食料費は自主財源で賄われていると見受けられるため、食料費の支出自体に問題があるわけではない。

ただし、実績報告書については、補助対象経費とそうではない支出とを区別し、補助対象外の経費に補助金が充てられているわけではないことが明確に分かるよう報告書を作成することが必要である。

8 自治振興費交付金

(1) 概要

ア 所管課 政策調整課

イ 要綱 自治振興費交付金交付要綱

ウ 交付先 河合町内の大字・自治会（以下「自治会等」という。）

エ 交付の目的

河合町内の自治会等の活動の推進と運営の促進を図ること

オ 補助対象経費

補助対象事業が定められていない、いわゆる運営費補助であり、次の計算により各自治会等に対する交付金が算出される。

均等割 1自治会等あたり 14万5000円

集会所割 1集会所あたり 11万円

世帯割 1世帯当たり 135円

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余金 D	D / C
R 3		5,643	5,643					
R 4		5,637	5,637					
R 5		6,047	6,047					

※ 自治会ごとの決算に関する書類は存在するが、全ての自治会等の総支出（表のA）や自主財源、総繰越金額（表のD）を集計した資料は存在しないため、記載を省略した。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

自治会等は、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、一般に、区域の住民相互の連絡、環境の整

備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている。

これら自治会等の活動には公益的意義があり、その活動・運営の費用を町が補助金をもって助成することについては公益上の必要性があるといえる。

イ 交付申請手続について

本件交付金の交付要綱第4条には、「別表の定めにより交付金を算出した場合は、交付申請及び交付決定並びに請求の手続きを省略することができる」と定められている。

しかし、補助金交付決定がなされない場合、支出負担行為を欠くことになり、町において適切な補助金支出手続が行われていないことになりかねない。たとえ金額が定型的に算出されるとしても、補助金の交付申請とそれを受けた交付決定という手続は必要と考える。

9 総代自治会長会活動費交付金

(1) 概要

- ア 所管課 政策調整課
- イ 要綱 総代自治会長会活動費交付金交付要綱
- ウ 交付先 河合町総代自治会長会の代表者
- エ 交付の目的 総代自治会長会の自主的活動の推進
- オ 補助対象経費（交付要綱の引用）

河合町総代自治会長会の自主的活動に要する経費とする。

ただし、社会通念上不相当と認められる経費についてはこの限りでない。

カ 決算（単位 千円、%）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主財 源	補助率 C/B	剰余金 D	D/C
R 3	2,096	1,496	450		1,046	30.1	1,074	238.7
R 4	2,555	1,123	1,050		1,505	93.4	1,431	136.3
R 5	2,756	1,560	1,050		1,706	67.3	1,196	113.9

(2) 意見

ア 公益上の必要性

本交付金の目的については、交付要綱上「総代自治会長会の自主的活動の推進」とのみ定められている。

たしかに自治会等は公益的な性格を有しているが、自治会活動の推進・支援のための制度としては、町から各自治会等に対し前記の自治振興費交付金が交付されているほか、さらに後述の「大字・自治会活動支援」補助金もあって、相当多額の金銭が交付されている。

それとは別枠で町が補助すべき自治会長の「自主的活動」とは何かが問題となるが、交付要綱を見てもその具体的内容は全く読み取ることができないし、実際の支出内容を見ても、後記のとおり公益性に疑いのある支出が多数見受けられる。

自治会活動のために尽力している自治会長に報いることが必要であれば、例えば各自治会等の内部において自治会長に対する報酬の付与を検討するなどの方法がとられるべきであり、自治会活動の推進のための町から各自治会等への補助金とは別に、自治会長による内容の不明な「自主的活動」のために町から年間100万円を超える交付金を支給することについて公益上の必要性が認められるか否かについては、大いに疑問があると指摘せざるを得ない。

イ 交付要綱について

前記のとおり、交付要綱では、補助対象経費について「河合町総代自治会長会の自主的活動に要する経費とする」としか定められておらず、補助対象となる経費が極めて不明確であって、具体的にいかなる活動に対して交付金が支給されるのか全く読み取れない。

公益上の必要性の有無について改めて十分に吟味したうえで、仮に総代・自治会長会への交付金を今後も継続するのであれば、補助の目的や補助対象の事業、補助対象経費及び積算根拠を明確に限定するよう交付要綱を改めるべきである。

ウ 旅行について

補助対象経費のうち、相当の割合を旅行代が占めている。

例えば、令和5年度では、繰越金を除く補助対象経費176万4169円のうち、その半分に近い82万5552円が総代会旅行代として支出されている。

さらにそれとは別に旅行代として3万0903円の支出もあった（「総代会旅行（手持ち金）」として20万円が支出された後に16万9097円が返還されているから、差引3万0903円が支出されていることになる。）。

これらの支出合計85万6455円に対し、旅行の参加者が負担した参加費収入はわずか7万5000円である。

そして領収書等によれば、この旅行において宴会や観光が行われたことは伺えるが、公益性を示す資料は見当たらない（かかる旅行の名目として「研修費」と記載したものもあるが、具体的な研修の形跡は見当たらないし、そもそも自治会長の研修のために毎年大勢での泊りがけの旅行が必要かも疑問である。）。

このように、当該団体に対する補助金のうち相当の割合が自治会長らの旅行代として費消されたと考えられるのであって、如何に「研修」の名目が掲げられてい

でも、河合町の財政状況が極めて厳しい中、公金から支出された金銭の使途としては妥当性に大いに疑問がある。

仮に自治会長らで旅行に行くのであれば、その費用は参加者が全額自己負担すべきであって、町からの交付金・補助金を充てるべきではない。

エ 懇親会について

当該団体では上記の旅行代とは別に、懇親会費に関する支出もある（令和5年度では、「懇親会手持ち金」として10万円の支出の記載があり、他方、「懇親会 手持ち金余り」として3万5000円の記載がある。）。

そして、この懇親会についても、公益性を示す資料は添付されていない。

むろん自治会長間の懇親には一定の意義はあろうが、要するに飲食の費用である以上、その費用は参加者が全額自己負担すべきであって、懇親会費の支出に公金である交付金を充てることは妥当性に欠けるといわざるを得ない。

かかる懇親会費についても、町からの交付金・補助金ではなく会員の参加費で賄われるべきである。

オ 慶弔費について

令和5年度には、慶弔費として約3万5000円が支出されているが、慶弔費の支出についても、一般的に公益性は認められないから、公金である交付金からではなく会費などの自主財源を充てるべきである。

カ 繰越金について

当該団体では、毎年、交付金額を上回る繰越金が生じている。

このような場合、団体の経費にはまずは繰越金を充てるべきであり、この点からも、財政の厳しい町から当該団体に対し多額の交付金を漫然と継続することの是非が吟味されるべきである。

10 「大字・自治会活動支援」補助金

(1) 概要

ア 所管課 政策調整課

イ 要綱 「大字・自治会活動支援」補助金交付要綱

ウ 交付先 大字・自治会

エ 交付の目的

地域の絆づくりを目的とし、地域が自主的・主体的に取り組む新たな相互扶助またはコミュニティ強化のための活動に対して、その自主性を損なわない範囲で経済的に支援する。

オ 補助対象経費

(ア) 自主防犯活動補助金

(イ) 自主防災活動補助金

- (ウ) 青色防犯パトロール活動補助金
- (エ) 簡易防災倉庫購入補助金
- (オ) 研修及び資格取得補助金
- (カ) 地区防災計画策定補助金
- (キ) デジタル支援補助金
- (ク) 防災かまどベンチ製作支援補助金

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C／B	剰余 金D	D／ C
R 3	124	124	124			100.0	0	0.0
R 4	104	104	104			100.0	0	0.0
R 5	134	134	134			100.0	0	0.0

※ 歳出（表のA）については、自治会全体の総支出ではなく、補助対象事業の支出のみを記載している。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

地域住民が大字・自治会として自主的に防災・防犯活動を含めた相互扶助・コミュニティ強化のための活動を行うことは、当該地域における安全・安心を高めるとともに、地域におけるコミュニティ形成に資するから、そのような活動に補助金を支出することについては公益上の必要性がある。

イ 交付要綱について

上記のとおり、交付要綱では8種類の補助金が定められており、各大字・自治会からは活動実績報告とともに補助金申請がなされていて、補助金の支出自体には特に問題は見受けられない。

ただ、交付要綱では8種類の補助金の名称が列挙されているのみで、その具体的な内容が曖昧である。

各補助金について、より具体的にどのような活動を行った場合に補助金の交付対象となるのかという要件は交付要綱において明確化しておくことが望ましい。

11 河合町防犯カメラ設置事業補助金

(1) 概要

- ア 所管課 政策調整課
- イ 要綱 河合町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱
- ウ 交付先

河合町に自治会として届け出のあった団体及びそれに準ずると認められる団体、並びにそれらの連合体（以下、本項において「自治会等」という。）

エ 交付の目的

犯罪に対する抑止力及び治安維持の促進を図り、安全で安心な街づくりを目的として自治会等が行う防犯カメラの設置事業を補助すること

オ 補助対象事業

自治会等がその区域内に防犯カメラを設置する事業で、一定の要件を満たすもの

カ 補助対象経費

防犯カメラの購入及び設置工事費並びに防犯カメラの設置を示す表示物に要する費用、または賃借契約（リース契約）を締結して防犯カメラを設置する場合は、1年間あたりの賃借料（リース料）を補助対象経費とする。

ただし、次に掲げるものは、補助対象経費から除く。

- ・ 修繕、電気料金、通信料金等の維持管理に要する費用
- ・ 防犯カメラ設置場所の地代及び占用料
- ・ 既存の防犯カメラの撤去及び処分に関する費用

キ 予算・決算

令和6年度に新設された補助金であるため令和3年度から令和5年度までの実績は存在しないが、令和6年度の予算としては60万円が計上されている。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

安全で安心な街づくりという目的には公益性があり、そのために防犯カメラは有用な手段といえるから、自治会が防犯カメラを設置することに対して町が補助金を交付することには公益上の必要性が認められる。

イ 今後について

本補助金は令和6年度に新設された制度であって令和5年度まで実施されておらず、支出実績がないため、本件監査においては特に指摘すべき事項はない。

12 河合町消防団地域活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 政策調整課

イ 要綱 河合町消防団地域活動補助金交付要綱

さらに内規として河合町消防団地域活動助成金交付基準（以下本項において「本件交付基準」という。）がある。

ウ 交付先 河合町消防団

エ 交付の目的

消防団各班の自主的な地域活動（次項の「補助対象経費」に記載の活動）を支援し、地域における防火意識の高揚とボランティア精神の普及に資すること

オ 補助対象事業

(ア) 消防団の各班および地域住民が火災予防対策等について自主的に行う研修会及び学習会

(イ) 地域における消防用施設の維持管理

カ 補助対象経費

上記補助対象事業の各活動に要する経費

キ 決算（単位 千円、%）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余金 D	D / C
R 3	846	846	846			100.0	0	0.0
R 4	846	846	846			100.0	0	0.0
R 5	846	846	846			100.0	0	0.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）は、第1条で同法の目的について「住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする」と定めた上で、同法8条は「国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする」と定め、また同14条は「国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図られるよう、必要な措置を講ずるものとする」として、消防団に関する地方公共団体の責務を定めている。

このような地方公共団体の責務に基づき、公益的意義を有する消防団の活動を町が支援し、地域における防火意識の高揚とボランティア精神の普及を促進するとともに、消防団の装備の改善を図るために補助金を交付することには公益上の必要性があるといえる。

イ 補助対象経費について

交付要綱上は、上記のとおり、消防団と地域住民が行う研修会・学習会や、地域における消防用施設の維持管理に要する費用に対して補助金を支払うことになっ

ている。

しかし実際の運用では、例えば、詰所で使用されると思われる備品類（消防用施設そのものではない）の購入費用や、歳末特別警戒参加者への報酬、保険料等が支払われている。

これらの実際の支出は本件交付基準に基づいて行われていると思われ、実質的にも一定の公益性があると考えられるが、交付要綱の定めとは若干の齟齬が生じているように見受けられる。

そこで、現在の支出の実態を整理したうえで、交付要綱と本件交付基準との齟齬を解消すべく規定を見直すことを検討する必要がある。

ウ 飲食費について

本件交付基準には、対象経費の一つとして、「食飲料費（アルコール除く）」と定められており、「食料：歳末特別警戒、出初式にかかる軽食」、「飲料：各訓練、点検等」とされている。実際の決算でも、各種食料・飲料の購入費や、飲食店における飲食費（焼肉店におけるものであり「軽食」とは言い難い）が補助対象経費として計上されている。

しかし、いかに消防団の活動が地域に貢献していようとも、団員の飲食費は原則として団員が自ら負担すべきものであり、消防団の活動に参加したからといって少なくとも「軽食」とはいえない飲食店での飲食の費用まで公金で負担することを正当化することは困難である。

仮に現在の報酬以上に消防団員の活動に報いる必要があるのであれば、例えば消防団員に対する報酬額（「河合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」（平成6年河合町条例第7号）に定められている）を見直すなどの方法によることが検討されるべきであり、少なくとも「軽食」とはいえない飲食店での飲食の費用を公金である補助金から支出することは不適切であるといわざるを得ない。

13 人権擁護活動事業補助金

(1) 概要

- ア 所管課 住民福祉課
- イ 要綱 人権擁護活動事業補助金交付要綱
- ウ 交付先 人権擁護委員
- エ 補助対象事業の目的 人権活動の充実を図ること
- オ 補助対象事業の内容
 - (ア) 人権相談活動
 - (イ) 人権思想の普及高揚
 - (ウ) 人権侵犯時の調査、被害者の救済
 - (エ) 研修会への参加

カ 補助対象経費（交付要綱の引用）

事業費、旅費その他上記団体の運営及び活動に要する経費で町長が必要と認めた経費。

ただし、交際費（慶弔費を含む。）、酒類等の食料費、その他団体の活動及び運営に要する経費として不相当と認める経費並びに他の補助金の対象となる経費については除く。

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C／B	剰余 金D	D／ C
R 3	28	28	28		0	100.0	0	0.0
R 4	28	28	28		0	100.0	0	0.0
R 5	28	28	28		0	100.0	0	0.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）は、その第2条において「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。」と定めている。なお、人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものとされ（同法6条1項）、市町村長は、法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされている（同条3項）。

以上のような人権擁護委員の使命の公益性に鑑みれば、その研修会参加に係る交通費の一部を交付することには公益上の必要性があると考えられる。

イ 国の費用弁償との区別の明確化について

人権擁護委員法8条2項は「人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。」と定めている。

一方、河合町の上記補助金は、国からの弁償の対象となる費用以外の研修等への参加のための交通費を補う趣旨の補助金であると認められる。

ただし、当該団体からの補助金申請書や実績報告書においてはその点が必ずしも明確に区別して記載されていないので、今後は、補助金申請書や実績報告書において、国からの費用弁償の対象となる支出とそれ以外の支出とを書類上も明確に区別することが望ましい。

14 河合町更生保護女性会補助金

(1) 概要

ア 所管課 福祉政策課

イ 要綱 河合町更生保護女性会補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町更生保護女性会

エ 補助対象事業の目的

女性の立場から地域の犯罪予防と犯罪者や非行少年の更生保護に協力し、犯罪のない明るい社会の実現に寄与すること

オ 補助対象事業の内容

(ア) 保護観察所及び地区保護司会の実施する事業への協力

(イ) 更生保護活動の研修事業等の実施

(ウ) 更生保護思想の普及啓発

(エ) 青少年の保護育成並びに補導援護の協力

(オ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 補助対象経費

交付要綱上は、上記補助対象事業に係る必要な経費、その他上記団体の活動及び運営に要する経費として町長が必要と認めるもの、と広く定められている。

実際の運用では、補助金は県及び郡の更生保護女性会会費及び県分担金、会議・事業・研修費が対象とされている。

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余金 D	D / C
R 3	62	28	28		34	100.0	1	3.6
R 4	48	27	27		21	100.0	3	11.1
R 5	50	27	27		23	100.0	0	0.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体である。

河合町更生保護女性会も、奈良保護観察所や保護司会の実施する事業に協力したり定期的な研修に参加したりするなど、公益性のある活動を行っているから、その費用の一部を補助金として交付し、同団体を財政的に援助することには公益上の必要性があると認められる。

イ その他

特に指摘すべき事項はない。

15 民生委員活動費負担金・児童委員活動費負担金・民生委員協議会活動推進費負担金

(1) 概要

ア 所管課 福祉政策課

イ 要綱 町独自の交付要綱はなし

(県が定めた奈良県民生委員・児童委員活動費負担金等交付要綱に基づいて町が県に負担金を申請・受領し、県から交付された金銭の全額を町から河合町民生委員児童委員協議会に交付する仕組みのため、河合町独自の交付要綱は定められていない)

ウ 交付先 河合町民生委員児童委員協議会

エ 交付の目的

民生委員・児童委員及び民生委員協議会の積極的な活動を推進すること

オ 補助対象事業

民生委員・児童委員及び民生委員協議会の研修等活動、会議広報活動等

カ 決算 (単位 千円、%)

	歳出A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	2,319	2,319	0	2,319	0	0.0	0	
R 4	2,319	2,319	0	2,319	0	0.0	0	
R 5	2,319	2,319	0	2,319	0	0.0	0	

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

民生委員は民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条、児童委員は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条に基づき、それぞれ厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の地方公務員であり、全ての民生委員は児童委員も兼ねている。

民生委員としては、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、児童委員としては、子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。

民生委員協議会は、民生委員・児童委員の研修等活動や会議広報活動を行っている。

このように民生委員・児童委員、民生委員協議会はそれぞれ法律に基づく公益性

のある活動を行っているが、自主財源を有しないことから、その活動費用を行政が負担することには公益上の必要性があると認められる。

イ 町の財政的負担がないこと

民生委員・児童委員、民生委員協議会へは町から河合町民生委員児童委員協議会を通じて金銭を交付しているが、その原資は全額が奈良県から交付される負担金であることから、町独自の判断による支出の増減の余地は乏しい。

そのため、町からの補助金の支出を監査対象とする本件監査においては特に指摘すべき事項はない。

16 河合町身体障害者協会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 福祉政策課

イ 要綱 河合町身体障害者協会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町身体障害者協会

エ 補助対象事業の目的

会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、会員自らその障害を克服し、社会活動に参加することにより、町の公共の福祉の向上に努めること

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 身体障害者福祉に関する制度の周知徹底
- (イ) 自立支援のための各種講習会の実施
- (ウ) 各関係団体との連絡調整並びに協力
- (エ) その他、目的達成のため必要と認める事業

カ 補助対象経費

交付要綱上の補助対象経費は、上記1記載の補助金と同様、補助対象事業に関する経費が広く定められている。

実際の運用における補助の対象は、研修費及び通信費（切手代）となっている。

キ 決算（単位 千円、%）

	歳出 A	補助対 象B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	68	53	53	0	15	100.0	0	
R 4	55	55	38	0	17	39.2	0	
R 5	21	21	9	0	12	42.9	0	

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

河合町身体障害者協会は身体障害者の社会活動への参加や自立支援など公益性を有する活動を行っていることから、その費用の一部を補助金として交付し、同団体を財政的に援助することには公益上の必要性があると認められる。

イ 会員数が少数であることによる公平性の問題

以上のとおり、河合町身体障害者協会に対する補助金については公益上の必要性が認められるものの、同団体の会員数が極めて少数に留まっていることが、補助金の公平性の観点から問題となる。

たとえば、同団体において令和5年度に会費を支払った会員はわずか9名とされており、また同じく令和5年度に研修会に参加した者のうち身体障害者たる会員は一研修会あたり4～6名程度であった。

そうすると、補助金制度の目的自体は広く町内の身体障害者一般のためというものであったとしても、実際に補助金の恩恵を受けているのは残念ながら町内の身体障害者のうちのごく一部にとどまっているのではないかという懸念がある。

同団体の会員の減少については様々な要因があるものと考えられるが、補助金に関する公平性の確保という観点からは、町内の身体障害者の多くが同団体に加入するよう会員の増加を図るか、仮にそれが困難であるとすれば、補助の目的達成のための方法を見直す必要性があると思われる。

17 河合町歯科医師会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 子育て健康課

イ 要綱 河合町歯科医師会活動補助金交付規程（本件補助金のみ「要綱」ではなく「規程」という名称になっている。）

ウ 交付先 河合町歯科医師会

エ 補助事業の目的（交付規程の引用）

歯科における地域医療の安定及び歯科口腔保健の向上を図り、もって町民の健康の保持に寄与するため、町内の歯科医療機関で構成する河合町歯科医師会に対し、補助金を交付する。

オ 補助対象事業の内容（交付規程の引用）

- (ア) 歯科衛生に関する研修会等の開催及び参加
- (イ) 歯科衛生における調査及び研究に関する事業
- (ウ) 歯科医療機関関係者の情報交換又は連携のために行う事業
- (エ) その他目的を達成するために必要な事業

カ 補助対象経費

交付要綱上は、上記1記載の補助金と同様、補助対象事業に関する経費が広く定められている。

ただし、令和6年度の補助金交付申請書には「活動の目的」として「口腔内の管理及び指導をすることにより町住民と子供たちの健康維持と増進を図る」と記載され、実際の補助対象も後記のとおり限定されている。

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主財 源	補助率 C/B	剰余 金D	D/C
R3 ※	190	190	190	0	0	100.0	0	0
R4 ※	190	190	190	0	0	100.0	0	0
R5 ※	1,649	260	190	0	1,459	73.1	3,907	2056.3

※ 令和3年度及び令和4年度は、団体全体としての金額は報告されておらず、補助対象の事業に限った決算の金額として当該団体から報告されていたのに対し、令和5年度の数値は団体全体としての金額が報告されたものである。

(2) 意見

令和5年度の補助金 190,000 円の使途の内訳をみると、こども園や小学校の歯磨き教室委託費が 80,192 円、感染対策用品購入補助が 109,808 円となっている。

そこでまず、歯磨き教室委託費と感染対策用品購入補助とに分けて論じる。

ア 歯磨き教室委託費について

(ア) 公益上の必要性

歯磨き教室については、住民・子供たちの歯科口腔保健の向上という公益に合致しているといえ、補助金交付の公益上の必要性は認められる。

ただし、歯磨き教室「委託費」という表現からは、当該団体の自主的な活動というよりは町が開催を実質的に主導していることが窺われ、そうであれば、補助金という対価性のない形式ではなく、委託契約に基づく業務の対価として支払う方が適切ではないかと思われる。

イ 感染対策用品購入補助金について

(ア) 公益上の必要性について

感染対策用品購入補助については、その支出の実態からみると、公益上の必要性に疑問がある。

むろん、歯科医院における感染対策が極めて重要であることは論を待たないが、そもそも、歯科医療の場面における感染対策は歯科医院の本来業務の範囲内のものであって、その費用は歯科医院が自ら負担すべきものである。

それは、町が歯科医師会に委託する歯科検診の場面における感染対策についても変わらないのであって、業務委託の対価とは別枠で補助金として感染対策費を交付する必要性は認め難い。

しかも、河合町歯科医師会の令和5年度決算書には支出として「2万×9名分」という記載があることからすると、支出の実態としては河合町歯科医師会を通じて各歯科医院へ1歯科医院あたり2万円ずつが配られたものと見受けられ、しかもそれが各歯科医院において感染対策のために充てられたという具体的証拠も書類上明らかでない。

そうすると、感染対策用品購入費用については、そもそも歯科医院が本来的業務の範囲内の費用として自ら負担すべきものである上に、実際の使途も感染対策との関連性が確認できないという点において、補助金交付の公益上の必要性について大いに疑問がある。

(イ) 公平性の問題

感染対策補助金については、前記の公益上の必要性の問題に加え、公平性の点においても問題がある。

前記のとおり、歯科医院における感染対策が極めて重要であることは論を待たないが、そもそも新型コロナウイルス等の感染対策は、歯科医療機関に限らず、飲食店など、およそ客を相手とする事業一般に必要なことであって、各事業者は自ら費用を負担して感染対策を実施している中、何故に歯科医療機関に対してのみ「感染対策」として町が補助金を交付する必要があるのかについても、合理的説明は困難と思われる。

ウ 繰越金の問題

当該団体の決算書によると、令和5年度の繰越金は3,906,801円となっている。

当該団体はこのような多額の繰越金を有するいわば自営業者の団体であることに鑑みれば、当該団体に「感染対策用品購入補助金」として10万円余の補助金を支出することについては、やはりその必要性に大いに疑問がある。

エ 交付規程の問題

交付規程には、補助対象事業として当該団体の事業が網羅的に挙げられているが、当該団体は必ずしも公益的活動のみを行っている団体ではないから、補助対象事業として当該団体の事業全てを挙げてしまうと、公益性のない事業にも補助金を交付することになってしまう。

この点については交付規程の定めを改めるべきである。

18 河合町食品衛生協会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課	環境対策課
イ 要綱	河合町食品衛生協会活動補助金交付要綱
ウ 交付先	河合町食品衛生協会

エ 補助対象事業の目的

飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止し、食品の品質の向上を図り、食品等事業者及び消費者に対し広く食品衛生思想の普及啓発と会員相互の親睦を図り、もって公衆衛生の増進に寄与すること

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 食品の安全確保に関する事業
- (イ) 食品衛生思想の普及に関する事業
- (ウ) 会員の食品衛生知識の普及向上に関する事業
- (エ) 食品衛生指導員養成に関する事業
- (オ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 補助対象経費

交付要綱上は、前記1の補助金と同様、広範囲の経費が挙げられている。

実際の運用としては、食中毒防止啓発チラシ作成配布事業を対象として補助がなされている。

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費 B	町補助 金 C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C / B	剰余 金 D	D / C
R 3	211	99	69	0	142	69.7	13	18.8
R 4	226	99	59	0	167	59.6	6	10.2
R 5	237	99	59	0	178	59.6	15	25.4

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

補助金の交付申請書には「補助事業の目的」として「食中毒防止並びに食品衛生に対する意識の向上」と記載されており、補助金の実際の使途も食中毒防止啓発チラシの作成配布のための支出に限られていることから、かかる目的での補助金については、その公益上の必要性は認められる。

イ 補助金額の算定について

交付要綱によれば、補助金の積算根拠は「会員数（会員店舗数）×1500円」とされており、令和5年度決算では会員数 39×1500円＝58,500円が補助額となっている。

ただ、交付要綱には、「千円未満は切捨てとする。」と記載されているため、58,500円という補助額は交付要綱とは若干の齟齬があることになるが、そもそも千円未満を切捨てとすることに合理的な根拠があるとも思われないことから、交付要綱の修正も含めた検討が必要と思われる。

19 河合町小規模支援事業費補助金

(1) 概要

- ア 所管課 観光振興課
- イ 要綱 河合町小規模支援事業費補助金交付要綱
- ウ 交付先 河合町商工会
- エ 交付の目的

小規模事業者の経営改善等を図り、地域経済社会の形成に大きな役割をはたしている小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、河合町商工会に対し、「商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第4条第1項に基づいて行われる小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業等に要する経費を交付する。

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 河合町商工会が小規模事業者支援促進法第4条1項に基づいて行う経営改善普及事業
- (イ) 河合町商工会が行う地域の振興を活性化するための事業

カ 補助対象経費

- (ア) 河合町商工会が行う経営指導員に要する経費の4分の1を限度額とする。
- (イ) その他、町長が必要と認めた経費

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主財 源	補助率 C/B	剰余金 D	D / C
R 3	22,897	22,897	2,660	11,805	8,432	11.6	2,170	81.6
R 4	22,281	22,281	2,660	11,066	8,555	11.9	668	25.1
R 5	23,555	23,555	2,660	11,348	9,547	11.3	185	7.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

商工会は、町村の地区内における総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく特別認可法人である。

商工会がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することは、小規模事業者支援促進法が目的として定めた事項であり、そのような河合町商工会の活動に対して補助金を交付することには公

益上の必要性が認められる。

イ 補助対象経費について

交付要綱上は、上記のとおり補助対象事業及び補助対象経費が限定されているが、河合町商工会から提出されている実績報告書には、河合町商工会の支出全体が補助対象経費として計上されており（上記表もこれに従っている）、補助対象経費とそれ以外の支出とが区別されていない。

今後は、これらを区別した実績報告書の提出を求めるべきである。

その上で、補助対象事業の実施状況（例えば相談件数等）についても適宜の形で報告を受けることが望ましい。

ウ 商工会の建物の敷地の使用について

ちなみに、河合町商工会は、町有地の上に建物を所有している（建物は表示登記のみ）。この町有地は商工会が無償で使用しているものの、担当課によれば、無償使用に至った経緯や手続に関する資料は残されていないとのことであった。

土地の無償使用自体は補助金そのものではないが、実質的には地代相当額を町が補助していると見ることができる。

今後は、地代徴収の必要性の有無について検討した上で、土地の貸与に必要な手続を履践し、土地利用に関する法律関係を明確にするべきである。

20 河合町ふるさと河童合唱団補助金

(1) 概要

ア 所管課 教育総務課

イ 要綱 河合町児童生徒の学校外活動（ふるさと河童合唱団の活動）に対する補助金交付要綱

ウ 交付先 ふるさと河童合唱団

エ 補助対象事業の目的

児童生徒の健全育成及び「河合町のうた」の保存継承を図り、もって町民の郷土に対する認識を深め文化の向上に資する

オ 補助対象経費

- (ア) 児童生徒の合唱団活動に伴う指導者・伴奏者への謝礼金
- (イ) 公民館等の活動場所に係る使用料
- (ウ) ユニホームの購入経費

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	210	184	70		140	38.0	0	0.0

R 4	218	178	70		148	39.3	0	0.0
R 5	165	141	70		95	49.6	0	0.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

児童生徒の健全育成及び「河合町のうた」の保存・継承を図ることは、河合町補助金規則3条1項3号（「町の…教育文化…の振興のため特に必要な研修又は事業を行う団体」）にも合致しており、補助金交付の公益上の必要性は認められる。

イ 児童生徒数について

近時はふるさと河童合唱団に参加する児童生徒の数が少なく、令和5年度では5名となっている。

児童生徒の健全育成を図るとともに町民の郷土に対する認識を深め文化の向上に資するという補助金の目的を達するためには参加者数の増加が必要と考えられるので、今後も当該補助金の交付を継続する前提として、参加者数の増加へ向けた取り組みが必要である。

仮に参加者数の増加が見込めないのであれば、「河合町のうた」の保存・継承を図る方法として、ごく少数の参加者のための補助金交付という現在の方法以外に何らかの適切な方法がないかについて検討すべきである。

21 河合町人権教育研究会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 生涯学習課

イ 要綱 河合町人権教育研究会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町人権教育研究会

エ 補助対象事業の目的

町内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の保育士及び教職員との交流と研究等により、人権教育の取り組みの深化を図るとともに人権問題の解決につながる教育を創造する

オ 補助対象事業の内容

(ア) 人権教育に関する研究会等の開催及び参加

(イ) 人権教育に関する学習資料の収集と作成

(ウ) 人権教育の各種調査研究

(エ) 関係諸団体との連携事業

(オ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	120	120	37		83	30.8	0	0.0
R 4	147	96	67		80	69.8	51	76.1
R 5	325	304	191		134	62.8	21	11.0

※ 令和3年度と令和4年度は新型コロナウイルスの流行により事業を縮小していた。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

保育士や教職員らによる人権教育に関する研究会の開催等により人権教育の深化・創造を図るものであり、これにより保育士や教職員のみならず児童生徒や町民一般の人権意識の向上にも役立つと考えられるから、補助金交付の公益上の必要性は認められる。

イ その他 特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

22 河合町砂かけ祭保存会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 観光振興課

イ 要綱 河合町砂かけ祭保存会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町砂かけ祭保存会

エ 補助対象事業の目的

砂かけ祭の保存を図り、後世に伝承することを目的とする。

オ 補助対象事業の内容

(ア) 砂かけ祭を活性化し、広く啓発等を図る事業

(イ) 砂かけ祭の保存・伝承者育成に関する事業

(ウ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、%）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	419	371	190		229	51.2	0	0.0
R 4	562	241	190		372	78.8	0	0.0
R 5	276	200	190		86	95.0	0	0.0

※ 歳出額が年度によって異なるのは、年度によってイベントの規模が異なるためである。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

河合町内で長い歴史を有する「砂かけ祭」という伝統行事を保存・継承するための補助金として、公益上の必要性は認められる。

イ その他 特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

23 河合町子ども会連合会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 生涯学習課

イ 要綱 河合町子ども会連合会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町子ども会連合会

エ 補助対象事業の目的

子ども会活動を通じ会員相互の親睦と連絡連携を図り、児童の健全育成及び資質の向上に寄与する

オ 補助対象事業の内容

(ア) 子どもたちの健全育成に関する事業

(イ) 育成者養成に関する事業

(ウ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	146	136	122		24	89.7	10	8.2
R 4	143	130	75		68	57.7	13	17.3
R 5	142	128	119		22	93.0	13	11.8

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

こども会活動という児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする団体の活動を支援するものであり、補助金交付の公益上の必要性は認められる。

イ 香典について

令和5年度の決算において、補助対象経費として上げられている事業費に交付先団体代表者の亡母への香典 5,000 円が含まれている。当該香典は交付要綱において補助対象外とされる「交際費（慶弔費を含む。）」に該当するものであり、補助対象経費として処理すべきものではない。

ウ 会計監査について

会計について監査担当者等の適切な監査機能の存在に疑問がある。

適切な会計監査がなされる体制を整えるよう指導されたい。

24 河合町PTA連合会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 生涯学習課

イ 要綱 河合町PTA連合会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町PTA連合会

エ 補助対象事業の目的

町内学校教育の振興及び幼児、児童、生徒の健全な育成と幼稚園（認定こども園を含む）、小学校、中学校の各校園PTA（単位PTA）相互の連絡と親睦を図ること。

オ 補助対象事業の内容

(ア) 幼児、児童、生徒の健全育成に関する事業

(イ) 町、学校等の各種事業に対する協力

(ウ) 広報誌の発行

(エ) 研修会の開催

(オ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D/C
R 3	144	37	28		116	75.7	73	260.7
R 4	147	45	34		113	75.6	102	300.0
R 5	177	55	40		137	72.7	122	305.0

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

学校教育の振興及び単位PTA相互の連絡と親睦を図ることを目的とするPTA連合会の事業には公益性が認められ、補助金交付に関する公益上の必要性は認められる。

イ 剰余金について

上記各年度とも、当該団体の剰余金（繰越金）は町からの補助金額を超えており、しかも剰余金は少しずつではあるが増加傾向にある。

当該団体の活動には公益性が認められ、また、町から当該団体への補助金額自体

は必ずしも多額ではないとはいえ、町の財政が極めて厳しい状況にある中で、補助金の額を超える剰余金を有する団体に対する補助金の扱いについては検討が必要である。

25 「かわい通学合宿」事業補助金

(1) 概要

ア 所管課 生涯学習課

イ 要綱 「かわい通学合宿」事業補助金交付要綱

ウ 交付先

令和4年度 かわい「絆づくり」合宿実行委員会

令和5年度 かわいすな丸合宿実行委員会

エ 補助対象事業の目的

河合町立小学校児童の交流及び多世代交流の活性化を図ること

オ 補助対象事業の内容

次の各号のいずれにも該当する事業

(ア) 実行委員会が主催する事業

(イ) 事業内容に地域の方との交流活動を取り入れて実施される事業

カ 補助対象経費

実行委員会が「かわい通学合宿」事業を行うために必要となる報償費、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、使用料、食料費、医薬材料費、保険料、その他町長が必要と認める経費

キ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3								
R 4	130	130	91		39	70.0	0	0.0
R 5	154	154	154		0	100.0	0	0.0

※ 令和3年度は新型コロナウイルス流行中のため実施せず。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

「かわい通学合宿」事業として町立小学校の児童等を対象としたワークショップや体験学習を実施していることは児童等の育成にとって有意義であり、また事業を実施する団体（実行委員会）も地域の住民等で構成され、世代間の交流にもつながっていることから、児童間・世代間・地域間交流の活性化に資するものといえ、

公益上の必要性は概ね認められる。

イ その他

特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

26 河合町老人クラブ連合会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 福祉政策課

イ 要綱 河合町老人クラブ連合会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町老人クラブ連合会

エ 補助対象事業の目的

老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上及びよりよい町づくりに努めること

オ 補助対象事業の内容

- (ア) 研修会、講習会の開催
- (イ) 関係諸団体との交流と協調
- (ウ) 各種社会運動（活動）への協力参加
- (エ) その他、高齢福祉向上のための諸活動

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余金 D	D / C
R 3	1,203	1,203	990	0	213	82.3	107	10.8
R 4	1,381	1,379	990	0	391	71.8	0.5	0.1
R 5	2,203	2,172	1,735	0	468	79.9	118	6.8

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第1項は、「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。」と定め、同第2項は、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」と定めている。

河合町老人クラブ連合会に対する河合町の補助金交付もかかる法律の規定に基づく地方公共団体としての責務に基づくものであると認められ、補助金交付の公

益上の必要性は肯定できる。

イ 補助金の公平性について

連合会に属する各老人クラブの会員数は多く、広く町内の高齢者の生きがいくくりや健康づくりの推進に役立っていると言え、公平性は認められる。

ただ、令和6年度から活動を休止した単位老人クラブもあるなど、必ずしも町内の全ての高齢者が等しく連合会への補助金の恩恵を受けることができるわけではないことから、多額の補助金の投入に際して公平性の確保には注意が必要である。

ウ 補助金の使途について

令和5年度決算において、連合会の収入2,320,058円のうち、各支部（単位老人クラブ）からの会費は163,398円にとどまり、町からの補助金1,735,200円が最大の収入源（74.8%）となっている。

他方、連合会自身の活動に関する支出の中で最も多額となっているのが研修旅行費（830,600円）である。

老人クラブの活動については、法律上も「レクリエーション」の語が用いられていること、老人クラブの全国団体である公益財団法人全国老人クラブ連合会でも活動内容の一つとして旅行が位置付けられていること、及び、奈良県公式ホームページにおいても「老人クラブ活動への支援」に関するページの「老人クラブの活動内容」の記載に「旅行」が含まれていることなどからして、補助金の一部が老人クラブの旅行の費用に充てられること自体は必ずしも否定されるものではない。

ただし、旅行代には飲食代が含まれることがあることも含め、旅行代に補助金が充てられることは、高齢者の生きがいくくりという公益性と同時に、高齢者の私的な利益のために公金が充てられるという側面も必然的に含むものであって、少なくとも純粹に公益のみを目的とした支出とは異質な面があるから、いかに高齢者の生きがいくくりのためとはいえ、老人クラブの旅行の費用に補助金を充当することが無限定に許容されるわけではない。

補助金はあくまでも町民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものである以上（河合町補助金規則4条）、河合町老人クラブ連合会に対する補助金額の決定にあたっては、公益のための補助金という基本的視点を見失うことなく、補助金の使途として旅行代に充てられる金額がどれくらいまでなら許容されるのかについては慎重な検討が必要である。

エ 単位老人クラブの繰越金の問題

連合会自身の決算においては、繰越金は令和3～5年度において0.5～118千円であり、補助金額に対してさほど多額の繰越金があるわけではない。

ただ、連合会を通じて間接的に町から補助金を受けている13の単位老人クラブの中には、令和5年度決算において、繰越金が100万円を超えるところが3つ、50万円を超えるところが5つある。

それらの単位老人クラブでは各会員が会費を納め、かつ団体として浪費をせずに支出を抑えてきたからこそ繰越金が貯まっているという面はあろうから、その点自体は責められるべきものではないが、ただ、如何に「高齢者の生きがいづくり」のためとはいえ、公金から間接的に補助金の交付を受ける単位老人クラブがこれだけの繰越金を有しているときに、今後も公金からの各単位老人クラブへの間接的な補助金の交付をこれまでと同様の水準で続けるべきか否かについては慎重な検討が必要である。

27 河合町遺族会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 福祉政策課

イ 要綱 河合町遺族会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町遺族会

エ 補助対象事業の目的

英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の増進と平和な社会の建設に協力し、よりよい町づくりに努めること

オ 補助対象事業の内容

(ア) 英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業

(イ) 遺族の相互扶助精神を養うとともに地域社会における道德意識の高揚に関する事業

(ウ) 遺族の処遇向上に関する事業

(エ) 遺族援護に関する関係機関との連絡調整に関する事業

(オ) その他、目的達成のため必要と認める事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C/B	剰余 金D	D / C
R 3	151	47	47	0	104	100.0	0	0.0
R 4	190	173	92	0	98	53.2	0	0.0
R 5	121	97	92	0	29	94.8	0	0.0

令和5年度の補助対象経費97千円の内訳は、県遺族会負担金60千円、郡遺族会負担金8千円、女性部補助金15千円、切手8千円、カレンダー6千円である。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

かつて国家が行った戦争による戦没者の顕彰とその遺族の福祉の増進という目的に鑑みれば、遺族に対する補助金交付の公益上の必要性は否定できない。

イ 補助金額の算定について

交付要綱では、補助金の積算根拠は「遺族会会員数×1000円」とされている。

一方、令和5年度の決算及び令和6年度の予算では補助金額はいずれも92,000円とされているから、会員数はいずれも92名であることが前提となっていると思われる。

しかしながら、遺族会の令和5年度の決算によると、令和5年度に遺族会に会費を納入した会員は78名とされている。そうだとすると、遺族会の実質的な会員は78名であると推測されるから、令和5年度の補助金は78,000円を上限とすべきだったのではないかという疑問がある。

補助金の積算根拠に言う「会員数」とは何を基準とするかについて、整理が必要であると思われる。

ウ 補助対象経費とそれ以外との区別

遺族会及び同女性部の令和5年度会計報告によれば、支出の中には会員の飲食や交際費と思われるものが含まれている。

会員らが自ら会費を負担している範囲内で飲食がなされることには問題はないが、同団体の予算・決算においては、町からの補助対象となる支出と、飲食などの補助対象外の支出とが区別されていない。

今後、当該団体から町に提出される予算・実績報告の書類では、両者を区別して記載することが望ましい。

28 河合町文化協会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 生涯学習課

イ 要綱 河合町文化協会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町文化協会

エ 補助対象事業の目的

文化愛好の精神をもって、文化の振興とともに広く郷土の文化創造に寄与し、積極的な文化活動の推進を行う。また、生涯学習としての自己研鑽及び学習活動の支援を行う。

オ 補助対象事業の内容

(ア) 文化祭の開催（年1回）

(イ) 作品展示、活動の発表会の開催

(ウ) 研修会の開催

(エ) 町の各種事業に対する協力

- (オ) 町民大学等の講師、指導者の養成に関する事業
- (カ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費B	町補助 金C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C／B	剰余 金D	D / C
R 3	557	130	146		411	112.3	359	245.9
R 4	1,725	1,545	1,168		557	75.6	104	9.0
R 5	1,467	1,245	1,168		299	93.8	166	14.2

(2) 意見

ア 公益上の必要性

補助対象経費の多くが文化祭諸経費である。

文化祭については、町民の文化活動の発表の場であるところ、一面では町民の個人的な趣味の活動を発表する場という側面もあるが、他方で、種々の文化活動の成果を一堂に会して発表することにより町の文化の振興及び郷土の文化創造に寄与するという側面も認められるため、補助金交付の公益上の必要性は一般論としては認められる（河合町補助金規則3条1項3号）。

イ 補助対象経費について

令和4年度及び5年度において補助対象経費とされている文化祭諸経費に、事務局職員昼食代が含まれている。

しかし、補助金の交付を受ける団体の構成員の食料費の支出は公益性を欠くと考えられ、補助対象外経費として処理すべきであると考えられる。

補助対象となる経費の範囲について確認し明確にするよう、交付先に指導されたい。

ウ 補助の効果について

文化の振興、文化活動の推進等といった効果を定量的に測定することはもとより困難ではあるが、多額の公金が投入されている以上、それによっていかなる効果が認められるかについては、何らかの形で調査・確認・報告がなされるべきである。

29 河合町婦人会活動補助金

(1) 概要

- ア 所管課 生涯学習課
- イ 要綱 河合町婦人会活動補助金交付要綱
- ウ 交付先 河合町婦人会
- エ 補助対象事業の目的

各地域婦人会の連絡協調と自発的な協力活動を助長し、会員相互の親睦を図り、正しい家庭生活の樹立とよりよい町づくりに努める。

オ 補助対象事業の内容（交付要綱の引用）

- (ア) 社会奉仕活動
- (イ) 町の各種事業に対する協力
- (ウ) 研修会の開催
- (エ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算 令和3年度から令和5年度まで補助金の申請・交付実績なし

(2) 意見

当該団体には令和2年度までは補助金が交付されていたが、令和3年度以降は補助金交付申請自体がなされていないことから、当該団体においては既に補助金を必要とする状況にないものと認められる。

したがって、本件監査においては特に指摘すべき事項はない。

30 河合町郷土を学ぶ会活動補助金

(1) 概要

ア 所管課 生涯学習課

イ 要綱 河合町郷土を学ぶ会活動補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町郷土を学ぶ会

エ 補助対象事業の目的（交付要綱の引用）

郷土の歴史や史跡を研究し、知識の向上及び資料の作成、整備を図る。また、活動を通じ会員相互の親睦と連絡連携を図り、河合町の郷土を愛する心、文化財の保護精神の醸成に寄与する。

オ 補助対象事業の内容（交付要綱の引用）

- (ア) 郷土の歴史や史跡の資料作成、整備に関する事業
- (イ) 文化財保護に関する事業（清掃、巡回など）
- (ウ) 研修会の開催
- (エ) 町等の各種事業に対する協力
- (オ) その他目的達成のために必要とする事業

カ 決算（単位 千円、％）

	歳出 A	補助対象 経費 B	町補助 金 C	国・県 支出金	自主 財源	補助率 C / B	剰余 金 D	D / C
R 3	183	150	67		100	44.7	16	23.9
R 4	297	261	97		200	37.2	36	37.1
R 5	376	329	97		279	29.5	47	48.5

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

交付先団体においては活動（研修・学習会等）の多くが町外で実施されており、これらの多くは河合町の郷土を愛する心や文化財の保護精神の醸成に資するものとは言い難い。

その他の点も含め、活動内容は全般的に個人的な趣味の範囲の活動という傾向が強いことから、公金から補助金を交付する公益上の必要性は相当乏しいものと評価せざるを得ない。

同団体の活動に要する費用は、補助金によらず、会員の会費や参加費などの自主財源で賄われるべきものとする。

イ 繰越金について

各年度において剰余金（繰越金）が単年度補助金額の 10%をはるかに超えている。特に繰越金が必要となる事情も見当たらないことから、剰余金を不要な補助金として町に返還させることを検討すべきである。

31 河合町スポーツ協会運営補助金

(1) 概要

ア 所管課 生涯学習課

イ 要綱 河合町スポーツ協会運営補助金交付要綱

ウ 交付先 河合町スポーツ協会

エ 交付の目的

本町の体育・スポーツの振興、町民の体力向上及びアマチュアスポーツの健全な普及を図るため、河合町スポーツ協会の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。また、各大字対抗競技種目で大字間の親睦を図る。

オ 決算（単位 千円、%）

	歳出 A	補助対象 経費 B	町補助 金 C	国・県 支出金	自主財 源	補助率 C / B	剰余 金 D	D / C
R 3	1,449	1,449	1,359		90	93.8	0	0.0
R 4	1,315	1,315	1,174		141	89.3	0	0.0
R 5	1,641	1,641	1,512		129	92.1	0	0.0

令和 5 年度の補助対象経費 1 6 4 1 千円の内訳は、各種スポーツ大会の事業経費 5 3 8 千円、各クラブ連盟への補助金 6 0 0 千円、大会参加補助金 5 7 千円、総務費 4 4 6 千円である。

(2) 意見

ア 公益上の必要性について

町民のスポーツ活動事業のために要する経費の一部を補助することによって、スポーツを広く町民に普及させ、町民の健康・体力増進の維持を図るというものであり、補助金交付の公益上の必要性は認められる（河合町補助金規則3条1項3号）。

イ 補助対象に関する交付要綱の規定について

交付要綱を見ても、「補助事業の目的」として「河合町スポーツ協会の運営に必要な経費」という表現があるのみで、当該団体のいかなる活動や経費に対して補助金を交付するのかという具体的な補助対象がほとんど読み取れない。

実際の運用では上記(1)オの表の欄外記載のような経費が補助の対象とされており、運用の実態として大きな問題があるわけではないが、少なくとも補助対象事業や補助対象経費が何なのかを交付要綱において読み取ることができる程度には記載すべきである。

ウ 補助金の交付先と用途について

本補助金の交付先について、交付要綱は、その第1条で「河合町スポーツ協会に対する補助金の交付については～」として補助金の交付先が「河合町スポーツ協会」である旨を定めており、現に町からは同協会宛に補助金が交付されている一方で、交付要綱別表の「補助事業の対象者」の欄には「河合町スポーツ協会加盟団体」と記載されており、やや分かりにくい記載となっているので、補助金の交付先に関する交付要綱の定め方については整理が必要であると思われる。

エ 町内各スポーツクラブ連盟への間接的な補助金について

町からの補助金の直接の交付先である河合町スポーツ協会から、スポーツの種類毎に結成されている町内各スポーツクラブ連盟計15団体に対し、令和5年度においてそれぞれ4万円ずつ合計60万円のクラブ連盟補助金が支払われている。

このような河合町スポーツ協会から各クラブ連盟への補助金は、実質的には河合町から各クラブ連盟への間接的な補助金とも見ることもできる。

このような間接的な補助金が必ずしも許されないわけではないが、公金から補助金が交付されている以上、少なくともその補助金が具体的に何に使用されているかは町において把握しておくべきである。そうでなければ、仮に各クラブ連盟における補助金の用途に不適切な点があっても補助金の交付事務に反映させることができない。

ところが、現状では、町から河合町スポーツ協会を経由して各クラブ連盟へ渡った補助金が具体的に何に使用されているかといった情報は町の資料には見当たらない。

今後は、各クラブ連盟における補助金の用途を町において把握するとともに、不

適切な点があれば直ちに是正できる態勢を整えておくべきである。

オ 補助の効果について

スポーツの振興や普及といった成果を定量的に測定することはもとより困難ではあるが、町の財政が厳しい中で補助金として多額の公金が投入されている以上、それによっていかなる効果が認められるかについては、何らかの形で調査・確認・報告がなされるべきである。

第6 最後に

団体に対する補助金は、地方公共団体における行政施策の推進を補完し、あるいは地方公共団体の事務又は事業の目的を達成する手段の一つとして重要な役割を担うものである。

一方で、補助金は反対給付なく支出されるため、補助金の長期化による既得権化や団体の過度な行政への依存等の問題点も指摘される場所である。

河合町においては、これまで、必要性が低下した補助金の廃止や減額、新型コロナウイルスの流行によるイベントの中止等により団体において剰余金が生じた場合の補助金の返還など、団体に対する補助金の適正化へ向けた様々な取り組みがなされてきたところであるが、それでもなお、上記で見たとおり、公益上の必要性に疑義がある補助金の交付が続けられている例や、旅行や飲食に補助金が費消されていることが見逃されてきた例などが見受けられる。

町が本件監査の結果を受けて補助金のさらなる適正化に取り組むにあたっては、これまで補助金の恩恵を受けてきた団体の反発を理由として不当な補助金を継続することのないよう、河合町補助金規則4条が定めるとおり、補助金等が町民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意しなければならない。

そして、そのような団体に対する補助金の適正化の実現を担保するためには、「当該補助金の交付について住民一般（特に当該補助金の直接の恩恵を受けていない住民）に説明して納得を得られるか」という観点を重視し、公金の支出である補助金交付の実情に関する情報は広く公開して、補助金の透明性を高めることが重要である。

以上